

奈良県議会議員の定数及び選挙区等検討委員会運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、奈良県議会会議規則（昭和31年12月奈良県議会規則第1号）第94条第4項の規定に基づき、奈良県議会議員の定数及び選挙区等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

第2 構成員

- 1 検討委員会は、議会運営委員会の委員長及び会派から選出された議員をもって構成する。
- 2 会派から選出する議員の数は、議長が協議により定める。

第3 協議又は調整事項

検討委員会は、議長の諮問を受け、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数についての協議又は調整を行う。

第4 会議

- 1 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 検討委員会は、委員長が招集し、その議事運営を行う。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
- 4 検討委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 検討委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 議長及び副議長は、検討委員会にオブザーバーとして出席することができる。ただし、表決には加われない。
- 7 会派から選出された委員に事故あるときは、その会派から代理者を出席させることができる。なお、表決の行使には当該委員の委任状を必要とする。

第5 会議の公開

会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

第6 会議の記録

委員長は、職員をして会議の概要、出席者の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月24日から施行する。